預金口座振替依頼書自動払込利用申込書(収加)

私は、株式会社三井ファイナンスサービスから請求された金額を私名義の下記預金口座から 預金口座振替によって支払うこととしたいので、預金口座振替規定を確約のうえ依頼します。

	収納代行会社	株式会社三井ファイナンスサービス 〒105-8431 東京都港区西新橋1-24-14 ☎03-3502-7811 振替日 6 日・23日(金融機関休業日の場合は翌営業日	1)
	(フリガナ)会員名	会員住所	
民間金融機関または郵便局のうちどちらか一つをご指定ください。 R間金融機関			
	金融機関コード	支店コード 預金種目 口座番号 捨印 (どちらかに〇印) (右詰めでご記入ください。)]
	間	銀 行 本 店	1
	金(フリガ	組合出張所 2. 当座	Ż
•	融	ま届け印 金融機関	
	機口座名	義人	
送人の場合は、社名、代表者 役名、氏名を省略せずご記入ください。 (フリガナ) 郵 便 局			
			ご注
		お届け印 認届	意
•	郵 口座名	(くけ 義人]
	便 法人の場合は、郵便局へお届けの社名、代表者 役名、氏名を省略せずご記入ください。 印 を		
1			
	16	6 3 0 1 0 0	
	払込先口座番号	号 00110-5-58830 払 込 先 株式会社三井ファイナンスサービス	
	〈収納学会使用欄〉		
	収納学会名	社団法人 軽金属学会 料金等の 会 費 等	
	契約者番号	委託者コード 会員番号	\Box
	矢が日田ケ	1 8 6 2 9 0 0 0 0 0 0 0 0	
一預金口座振替規定──※郵便局払いは除く。 1.銀行(金庫・組合)に請求書が送付されたときは、私に通知することなく、請求書記載金額を預金口座から引落しのうえ支払ってください。この場合、預金規定または当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、回私反請求書の提出または小切手の提出はしません。 2.振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額(当座資越を利用できる範囲内の金額を含む。)をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもとしつかえありません。 3.この契約を解約するときは、私から銀行(金庫・組合)に書面により届出ます。尚、この届出がないまま長期間にわたり会社から請求がない等相当の事由があるときは、特に申出をしない限以行(金庫・組合)はこの契約が終了したものとして取扱ってさしつかえありません。 4.この預金口座張替についてかりに紛騰が生じても、銀行(金庫・組合)の責めによる場合を除き、銀行(金庫・組合)には迷惑をかけません。 (不備返却事由) 1.預金(貯金)取引なし 3.印鑑相違 2.記載事項等相違		京書が送付きれたときは、私に通知することなく、請求書記載しのうえ支払ってください。この場合、預金規定または当座勘 登通帳、同私反請求書の提出またはい切手の提出はしません。 就金額が預金口座から私戻すことのできる金額(当座貸越を利 含む。)をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返 ません。 は、私から銀行(金庫・組合)に書面により届出ます。尚、ここわたり会社から請求がない等相当あるときは、特に (金庫・組合)はこの契約が終了したものとして取扱ってさし でかりに紛鋒が生じても、銀行(金庫・組合)の責めによる場	多四
		お願い) 自動払込利用申込書に不備がありましたら、不備返却事由欄の 域やかに右記不備返却先へご返送ください。 「株三井ファイナンスサービス 〒105-8431 東京都港区西新橋 1 — 24—14	

◎書類の流れ お客様→収納学会→三井ファイナンスサービス→金融機関